

更別村農業委員会議事録

令和8年 第4回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年4月14日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年4月14日（13時25分開会、14時05分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

1番 高橋秀範委員 2番 本多委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 西村 悠佑
村産業課 産業課長 中村 清

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
報告第5号 賃借料水準について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第4号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第5号 農用地の利用関係の調整について

(7) そ の 他

① 経営継承予定者の確認について

② 十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて

③ 令和8年第5回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和8年第4回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。雪解けも早くて、春作業が始まって忙しい中お集まりいただきありがとうございます。来る途中も降りものでもこもことなっているなか来たんですけども、早く終わらせて帰りたいんですけど、いかんせん案件がありますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。1番 高橋秀範委員、2番 本多委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。3月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

1件目ですが、後継者の配偶者として新規加入です。

2件目と3件目ですが、年金上の住所が転居前のものだったので変更したものです。

続いて給付関係です。老齢年金裁定請求書（新制度）、特例付加年金裁定請求書、それぞれ支給希望年齢到達により年金支給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。3月定例総会議案調製以降、4件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、こちらもいずれも要件を満たしていることを確認しております。

3件目、内容は議案のとおりで、こちらもいずれも要件を満たしていることを確認しております。

4件目、内容は議案のとおりで、こちらもいずれも要件を満たしている

ことを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明を致します。

農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、提出時点の工事進捗状況報告書の写を付けております。「4. 工事進捗率」及び「5. その他」に報告時点の進捗状況が記載されております。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた高橋秀範委員の方より報告をお願い致します。

【高橋秀範委員】 本日4月14日現地にて、報告より進んでおり、基礎工事を行っていることを確認しました。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第４号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

３月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借８件の利用調整を行っております。

内容は議案のとおりです。

【議長】 それでは、一旦議案に目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

（各委員報告内容確認）

【議長】 いかがでしょうか？目を通していただけたでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず１件目から３件目について、利用調整委員長を務められました高橋英樹委員より報告お願い致します。

【高橋英樹委員】 ３月９日定例総会終了後に利用調整委員会を、私と田中委員、細川委員、家常委員で行いまして、書類利用調整と委任状による利用調整という事で、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 次に、４件目から８件目について、利用調整委員長を務められました高橋秀範委員より報告お願い致します。

【高橋秀範委員】 ３月２４日に利用調整委員会を、私と瀬田川委員、細川委員、本多委員で行いまして、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。

（質疑等無）

【議長】 特になければ、よろしいでしょうか？

（「はい」の声）

(5) 報告第５号 賃借料水準について

【議 長】 それでは次に進みます。報告第 5 号、賃借料水準について説明お願い致します。

【事 務 局】 報告第 5 号、賃借料水準について説明致します。

農地法第 52 条の規定に基づき、借賃等の動向の提供を行うため、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに締結された賃貸借契約の賃借料水準を告示しましたので報告するものです。

次のページが、先月 26 日に告示した内容になります。

なお、水準の算出に当たっては、全データの平均値から 150%を超えるもの及び平均値の 50%未満のものは算出基礎から除くこととしております。

勢雄地区につきましては、賃貸借の案件が 0 件でございました。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(6) 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 それでは議案に入ります。議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。

賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

こちらの賃貸人は、当初は所有地全部を公社を介した中間管理事業での貸付を行っていたところですが、昨年その一部が貸付期間終了となった際に、制度改正のはざまに一旦公社を介さない個人間の賃貸借となり、今年に貸付期間満了となる分については中間管理事業での更新となるため、制度が混在して分かりにくくなってしまうので、改めて全地を中間管理事業での手続きとするため、昨年更新の手続きをした賃貸借を一旦解約するものです。

1 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて 2 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて 3 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて 4 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

なお、瀬田川委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(瀬田川委員退室)

【議長】 合意解約の説明がありました。それでは、まず 1 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。

(瀬田川委員入室)

【議長】 続いて2件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。
続いて3件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。
続いて4件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。

(7) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。
利用権設定1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。2頁に図面を付けております。3頁から申請書

の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、3頁右側下側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、6頁の「法令の遵守の状況等」、ここまでをご確認いただき、現状の機械、労働力、技術等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた井上委員の方より報告をお願いします。

【井上委員】 4月6日に現地に赴きまして、畑として活用されてることを確認してまいりました。

【議長】 それでは、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(8) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等19件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

売買の1件目、内容は議案のとおりで、令和3年に公社の買入れと一時貸付を行っていて、今年に公社から売渡しとなるものです。

売買の2件目、内容は議案のとおりで、1件目と同様に公社から売渡し

となるものです。

売買の 3 件目、内容は議案のとおりで、1 件目と同様に公社から売渡しとなるものです。

売買の 4 件目、内容は議案のとおりで、1 件目と同様に公社から売渡しとなるものです。

売買の 5 件目、内容は議案のとおりで、1 件目と同様に公社から売渡しとなるものです。

売買の 6 件目、内容は議案のとおりで、1 件目と同様に公社から売渡しとなるものです。

売買の 7 件目、内容は議案のとおりで、1 件目と同様に公社から売渡しとなるものです。

売買の 8 件目、内容は議案のとおりで、3 月総会の報告第 7 号の売買で報告した件の公社の買入れです。

売買の 9 件目、内容は議案のとおりで、3 月総会の報告第 7 号の売買で報告した件の公社の売渡しです。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 3 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 5 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目から 8 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 6 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 7 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 5 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 6 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 9 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 7 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 10 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 8 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 権利の期間に、何年間でなくて日付が入っているのは？

【事務局長】 2 件あるんですけど、元々公社が借りていて農業者に貸していたんですけど、借受だけが解約となって、元々の所有者から公社が借りている期間を変えていないので、残りの期間を引き継いでいます。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、まず、売買 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 7 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、売買 9 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 7 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 9 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 10 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(9) 議案第 4 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

基盤強化法第 22 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請書は議案の次の頁になります。本日付で会長から村長へ要請する内容で、買入協議の必要な土地については記載のとおりで、こちらは 3 月総会の報告第 7 号の所有権移転調整の 1 件目で報告した箇所になります。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものといたします。

(10) 議案第 5 号 農用地の利用関係の調整について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 5 号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第 8 条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 7 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 8 頁に図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 9 頁に図面を付けております。

4 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 10 頁から 14 頁に図面を付けております。

なお、1 件目から 3 件目までは、従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、4 件目は関係者全員の委任状が提出されております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、1 件目から 3 件目は従前と変わりがないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整委員を選ばせていただきます。4 件目については関係者全員の委任状が提出されているということで、1 件目から 3 件目とあわせて利用調整を行うことにします。利用調整委員は、日光委員、高橋秀範委員、藤澤委員、本多委員お願いします。

利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 経営継承予定者の確認について

【議長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。まず1点目、経営継承予定者の確認について説明をお願いします。

※議案資料15頁により説明

事務局で把握している分をまとめており、農協でも取りまとめの予定
他に対象者がいれば事務局まで連絡を

(2) 十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて

【議長】 次に2点目、十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて説明をお願いします。

※議案資料16頁から31頁により説明

報告期限の関係で意見なしで処理済み
何かあれば事務局まで連絡を

(3) 令和8年 第5回農業委員会定例総会について

※第5回定例総会は、5月22日（金）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 以上で定例総会の方は終わりたいと思います。本当に忙しい中お集まりいただきありがとうございました。